

環水大大発第 1702286 号
環水大水発第 1702284 号
環水大土発第 1702283 号
平成 29 年 2 月 28 日

（ 都 道 府 県
大気汚染防止法政令市
水質汚濁防止法政令市 ） 担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局

大 気 環 境 課 長
水 環 境 課 長
土壌環境課地下水・地盤環境室長
（ 公 印 省 略 ）

大気汚染、水質汚濁に係る緊急時における情報提供等について（依頼）

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）及び水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）においては、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に報告徴収又は立入検査の権限が環境大臣に付与（大防法 26 条 2 項、水濁法 22 条 3 項）されている。

各法施行規則に基づき、環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任されている（大防法施行規則 20 条、水濁法施行規則 12 条）。また、報告徴収又は立入検査は、環境大臣自らが行うことを妨げないこととされている。

上記の法令上の位置付けを踏まえ、大気や水質に影響を与えるおそれがあり、国が状況を把握する必要がある事象が発生した場合には、地方環境事務所又は本省が都道府県等（都道府県並びに大防法及び水濁法の政令市をいう。以下同じ。）あるいは政令市以外の市町村等に連絡し、環境汚染の状況や都道府県等の対応状況、汚染源と考えられる事業場等の情報の提供を依頼する場合があることについて了知されたい。

また、緊急時の初動対応を円滑に行うためには、平常時から地方環境事務所と都道府県等の関係が構築されていることが重要である。この観点から、各地方環境事務所より各都道府県等に緊急時の対応に関する照会等があった場合にはご対応をお願いする。

なお、本省及び地方環境事務所の担当者リスト（平成 29 年 2 月現在）を参考までに添付する。